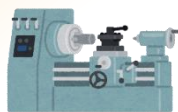


生産設備等の導入費用の

一部を助成します！



(中小企業設備投資促進助成金のご案内)

中小企業者の事業拡大等を支援するため、生産設備等の導入に要した費用の一部を助成します。

1 助成対象者

助成対象となる事業者は、次のすべての要件を満たすものです。

1. 日本標準産業分類に定める製造業を営んでいること
2. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること
3. 市内に事業者を有し、1年以上操業していること
4. 先端設備等導入計画に係る認定を受けていない設備であること

2 対象設備

助成対象となる設備は、次に掲げる設備です。

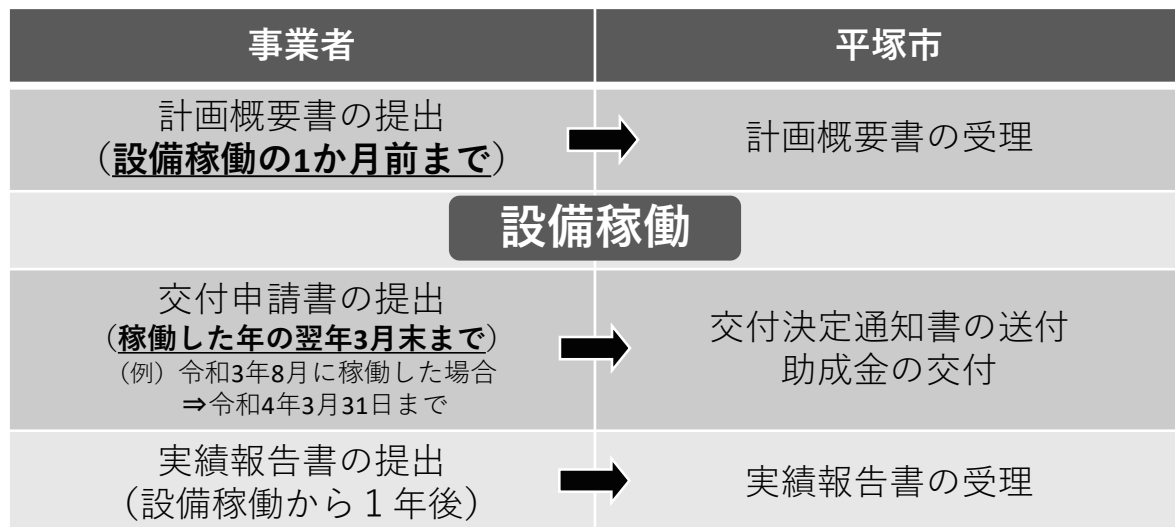
生産等設備	<p>1 事業拡大のための総額2,000万円以上の機械・装置※1や備品※2 ※1 車両等の大型特殊機械を除く償却資産の種類で第2種に分類されるもの (例：工作機械、木工機械、印刷機械、モーター・ポンプ等の汎用機械類 等) ※2 償却資産の種類で第6種に分類される試作、検査用のもの</p> <p>2 女性活躍推進設備 (生産等設備と併せて導入する必要があります) 女性が働きやすい環境づくりのために、生産等設備とあわせて導入した設備 (例：女性用トイレ、更衣室、事業所内保育施設 等)</p>
環境設備	<p>購入額の2分の1以上を市内企業に発注し、支払いをした太陽光発電設備のうち、発電能力が5kw以上のもの</p>

3 助成額

各設備の助成額は、次のとおりです。

生産等設備 及び 女性活躍 推進設備	<p>購入額(税抜)の2% (限度額300万円) ただし、次のいずれかを満たす場合は、購入額の5% ①市内企業に発注、支払いをした場合 ②次の要件のうち、3つ以上に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの認証を取得している。 ・事業継続計画 (BCP) を策定している。 ・イクボス宣言企業として平塚市に登録、又はくるみん認定等を受けている。 ・事業所内保育施設を設置し、運営している。 ・ロボット関連産業として県の「セレクト神奈川NEXT」の認定を受けている。 ・平塚市の地方創生 (地域再生計画) に係る事業を行っている。
環境設備	<p>発電能力1kwにつき10万円を乗じて得た額、又は購入額 (税抜) の2分の1の額のいずれか低い額 (限度額100万円)</p>

4 申請の流れ



※交付決定後、1年間は設備の売却、譲渡等は認められません。

5 申請書類

1 設備導入前（計画概要書）

1	平塚市中小企業設備投資促進助成金計画概要書（第1号様式）
2	設備の能力及び仕様等が確認できるもの（カタログなど）
3	申請金額の根拠となるもの（見積書など）
4	（国の補助金等を受ける場合）当該補助金の交付予定額又は決定額が確認できるもの

2 設備導入後（交付申請）

1	平塚市中小企業設備投資促進助成金交付申請書（第2号様式）
2	市税完納証明書
3	法人の登記事項証明書
4	設備の能力及び仕様等が確認できるもの（カタログなど）
5	設備の購入に係る契約又は支払いを確認できるもの
6	設備の画像

3 設備導入から1年後（実績報告）

1	平塚市中小企業設備投資促進助成金実績報告書（第5号様式）
2	収支決算書（第6号様式）

※申請書類は平塚市HPからダウンロード出来ます。
http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kigyo/page-c_01592.html

